

聖隷ヘルパーセンター重要事項説明書

(指定訪問介護)

指定訪問介護の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号	0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 0 0
F A X	0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 1 4

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護		
事業所の名称	聖隷ヘルパーセンター		
所在地	〒4 3 3 - 8 1 2 5 静岡県浜松市中央区和合町 5 5 5		
開設年月日	平成 1 1 年 4 月 1 日		
電話番号	0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 0		
F A X	0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 9		
管理者	白野 静香		
介護保険事業者番号	2 2 7 7 1 0 0 6 3 8		
訪問介護指定年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日		
サービス提供する実施地域	<u>浜松市中央区(葵東、小豆餅、有玉、泉、泉町、大平台、上島、上西町、鴨江、鴨江町、神ヶ谷町、幸、佐鳴台、蛸塚、鹿谷町、城北、下池川町、新津町、十軒町、助信町、住吉、早出町、高丘西、高丘東、高丘北、高林、伝馬町、常磐町、富塚町、中沢町、西鴨江、西山町、布橋、野口町、萩丘、八幡町、曳馬、曳馬町、広沢、船越町、文丘町、三組町、元魚町、元城町、元浜、和合町、和合北、和地山)</u>		
第三者評価の実施の有無	有 ☐ 無 ☒	実施した年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有 ☐ 無 ☒

3. 営業日及び営業時間

受付時間	月曜日から金曜日（国民の祝日を除く） 午前8時30分から午後5時 但し、12月29日から1月3日は除く
サービス提供日	月曜日から日曜日（12月29日～1月3日は休日） 但し、年末年始の訪問は御相談に応じます。
サービス提供時間	午前7時から午後9時 上記以外の時間は御相談に応じます。

- センターへの上記受付時間外の連絡は、053-475-5500の留守番電話に伝言して下さい。

4. 職員の概要

介護福祉士、ホームヘルパー1・2級、初任者研修修了者、実務者研修修了者の職員が従事しています。

5. 聖隷ヘルパーセンターの概要

（1）事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたるサービスの提供を行うことを目的としています。

（2）運営方針

ご自宅で安心して暮らせる訪問介護サービスを提供します。

（3）介護サービスの内容

1）提供するサービスは以下のとおりです。

身体介護	① 起床介助 ② 就寝介助 ③ 排泄介助 ④ 整容 ⑤ 食事介助 ⑥ 衣類の着脱 ⑦ 清拭 ⑧ 入浴介助 ⑨ 服薬介助 ⑩ 体位変換 ⑪ 通院介助（院内の待ち時間を除く）⑫ 外出援助 ⑬ 自立支援の見守りの援助 ⑭ その他
生活援助	このサービスを利用できる方は、一人暮らしの方・利用者の家族等が障害や疾病がある方や、そうでなくても同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合となっています。 ① 調理 ② 洗濯 ③ 掃除 ④ 買い物 ⑤ 薬受け取り ⑥ 衣類の入れ替え ⑦ その他

① 訪問介護計画を作成し、説明して利用者にお渡します。

② サービスの提供に用いる器具類については、安全・衛生に常に注意を払い使用します。

③ 金融機関での入出金サービスは原則として実施していません。

2）保険給付として適当でないサービス内容は、別紙①になります。

3) 医療行為は実施できません。

但し、喀痰吸引等研修修了者に関しては痰の吸引、胃管からの食事の注入を行う事が出来ます。

4) ご本人不在のサービス実践は行っていないので、必ず事前にご連絡下さい。

(4) 記録

訪問介護計画に従ったサービスの実施状況及び評価を記録します。

(5) 居宅サービス計画の変更の援助

サービスの実施状況を居宅介護支援事業者に報告する等の連絡やサービスの調整に努めます。

(6) 他事業所との連携

いくつかの事業所よりサービスを受けている場合は、必要に応じて連絡を取りながらサービスの提供をいたします。

(7) 訪問介護員等の変更について

訪問介護員等の変更を申し出ることができます。これを拒む正当な理由が無い限り事業所は変更に応じます。

6. 利用料金

別紙②に定めます。

7. 身元引受人

身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は以下の通りです。なお、身元引受人は民法（債権法）に定める保証人としての責務を負います。

重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

(1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。

(2) 前項の連帯保証人の負担は、極度 60 万円を限度とする。

(3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

8. 苦情申し立て

内容	別紙約款 10 条の内容に関すること。
対応時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 但し、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。
申し立て先	聖隷ヘルパーセンター 管理者 白野 静香 電話 053-475-5500

その他の申し立て先

- 浜松市 介護保険課 電話：053-457-2875
- 中央福祉事業所 長寿支援課
中央区役所内 電話：053-457-2324
南行政センター 電話：053-425-1572
西行政センター 電話：053-597-1119
- 静岡県国民健康保険団体連合会
介護苦情相談窓口 電話：054-253-5590

9. 利用者の留意点

(1) 訪問スケジュールの変更について

利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めにケアマネジャーにご連絡下さい。

事情によっては、御希望に応じる事ができない場合があります。

(2) キャンセル料金について

キャンセル料金を頂く場合があります。

ただし、利用者の容態が急変するなど緊急でやむをえない事情がある場合には、その限りではありません。

利用日前日の午後 5 時までに連絡した場合	無料
当日キャンセルの場合	1000 円／1 回（不課税）

(3) 訪問時のもてなしの辞退

訪問時に職員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮いたします。

説明日 年 月 日

説明者 聖隷ヘルパーセンター

印

平成15年	11月	15日	一部改訂	(サービス外での交通費の規定)
平成17年	1月	1日	一部改訂	(事業者の連絡先)
平成17年	7月	1日	一部改訂	(サービス実施地域の変更)
平成18年	4月	1日	一部改訂	(キャンセル料金の変更)
平成19年	4月	1日	一部改訂	(政令指定都市移行に伴う住所表示の変更)
平成19年	10月	1日	一部改訂	(移転のための住所表示)
平成24年	7月	1日	一部改訂	(管理者変更他)
平成26年	4月	1日	一部改訂	(消費税改定により表記変更)
平成27年	4月	1日	一部改訂	(別紙② 法改定内容についての追加)
平成27年	9月	1日	一部改訂	(管理者変更)
平成29年	10月	1日	一部改訂	(管理者変更)
平成30年	4月	1日	一部改訂	(職員の概要 追加の為)
2019年	5月	1日	一部改訂	(第三者評価の有無追加の為)
2020年	4月	1日	一部改訂	(民法の一部改正の為)
2021年	4月	1日	一部改訂	(法人所在地、代表者変更の為)
2024年	1月	1日	一部改訂	(浜松市行政区再編の為)

保険給付として適当でないサービス（生活援助に含まれない行為）

- 1、商品の販売や農作業等の生業の援助的な行為
- 2、直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

1 「直接本人の援助」に該当しない行為

- 1) 主として家族の便利に供する行為又は家族が行う事が適当であると判断される行為
 - ①利用者以外のものに係る洗濯、調理、買物、布団干し
 - ②主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ③来客の応接（お茶・食事の手配等）
 - ④自家用車の洗車・清掃

等

2 「日常生活の援助」に該当しない行為

- 1) 訪問介護員等が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - ①草むしり
 - ②花木の水やり
 - ③犬の散歩等のペットの世話
- 2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - ①家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ②大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
 - ③室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ④植木の剪定等の園芸
 - ⑤正月、節句等のために特別な手間をかけて行う料理等

等

利用料金表（利用者負担額）

身体介護	単位数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体 01（20 分未満）	163	1,664	167	333	500
身体 1（20 分以上 30 分未満）	244	2,491	250	499	748
身体 2（30 分以上 1 時間未満）	387	3,951	396	791	1,186
身体 3（1 時間以上 1 時間半未満）	567	5,789	579	1,158	1,737
生活援助	単位数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活 2（20 分以上 45 分未満）	179	1,827	183	366	549
生活 3（45 分以上）	220	2,246	225	450	674

【利用者負担算出方法】

地域単価（10.21）×単位数＝〇〇円（1 円未満切り捨て）

（例）1 割の場合：〇〇円－（〇〇円×0.9（1 円未満切り捨て）＝△△円（利用者負担額）

負担割合に応じた額

- ※ 地域単価は事業所の所在地に基づき、浜松市「7 級地」10.21 円です。
- ※ 一定の条件の下に 2 人の訪問介護員等が 1 人の利用者の訪問介護を行った時は、2 人分の料金となります。
- ※ 1 回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

(2) 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービス実施による加算

加算の種類	要件	単位数	基本 利用料	自己負 担 (1 割)	自己負 担 (2 割)	自己負担 (3 割)
夜間・早朝加算	夜間（18 時～22 時）、 早朝（6 時～8 時）に サービスを提供した 場合	1 回につき基本利用料の 25%				
緊急時訪問介護 加算	利用者や家族等から の要請を受け、緊急に 身体介護サービスを行 った場合	1 回につき 100 単位	1 回につき 1,021 円	103 円	205 円	307 円
初回加算	新規に訪問介護計画 を作成した利用者に、 サービス提供責任者 が自ら訪問介護を行 うか他の訪問介護員 に同行した場合	1 月につき 200 単位	1 月につき 2,042 円	205 円	409 円	613 円
生活機能向上連 携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーシ ョンの理学療法士等 とサービス提供責任 者が共同して訪問介 護計画を作成した場 合（初回の訪問介護か ら 3 ヶ月間を限定）	1 月につき 100 単位	1 月につき 1,021 円	103 円	205 円	307 円
生活機能向上連 携加算（Ⅱ）		1 月につき 200 単位	1 月につき 2,042 円	205 円	409 円	613 円

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者 負担額
特定事業所加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1 月につき 基本利用料の 10%	
介護職員処遇改善 加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算 のキャリアパス要件と職場環境等要件を 満たす場合	所定単位数（※）の 24.5%	

※所定単位数は基本利用料に各種加算減算を加えた総単位数です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

(3) 交通費

交通費は介護保険報酬に含まれているため無料となります。

ただし、当事業所の通常のサービス実施地域以外にお住まいの方は、交通費を実費で頂きます。

サービス実施地域を超え利用者宅までの往復距離数 $k\text{ m} \times 55\text{ 円}$ （税込）

(4) その他の費用について

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② タクシーやバス等で一緒に出掛ける場合は、訪問介護員等の交通費は利用者の負担となります。

③ 訪問介護員等がサービスを行うために、訪問介護開始地点に何らかの交通手段を使用しなければ、戻れない場合以下の料金を頂きます。

移動距離数 $k\text{ m} \times 55\text{ 円}$ （税込）・・・ 1 k m 以上の場合

＜例＞利用者宅から訪問介護員等の付き添いで病院への通院介助をした時に、途中でご家族に引継ぎ、訪問介護員等のサービスが終了となる場合（病院から利用者宅までの距離数に応じて計算させていただきます。）

④ 介護に関することで事務所への連絡が必要となった場合は、利用者宅の電話をお借り

することがあります。

⑤ 介護保険外のサービスをご希望される方は、別途料金が掛かりますので、ご相談ください。

平成15年11月15日 一部改定 (別紙② (5) の③サービス外での交通費の規定)

平成21年 4月11日 一部改定 (別紙② 法改定内容についての追加)

平成24年 4月 1日 一部改定 (別紙② 法改定内容についての追加)

平成26年 4月 1日 一部改定 (消費税改定に伴い表記変更)

平成27年 4月 1日 一部改定 (別紙② 法改定内容についての追加)

平成27年 8月 1日 一部改定 (別紙② (1) 利用料負担)

平成29年 4月 1日 一部改定 (別紙② 介護職員処遇改善加算変更)

平成30年 4月 1日 一部改定 (別紙② 法改定内容についての追加)

2019年10月 1日 一部改定 (別紙② 法改定により報酬単価変更、
介護職員等特定処遇改善加算追加)

2021年 4月 1日 一部改定 (別紙② 法改定により報酬単価変更)

2022年10月 1日 一部改定 (別紙② 法改定により介護職員等
ベースアップ等支援加算追加)

2024年 4月 1日 一部改訂 (別紙② 法改定内容についての追加、料金表の書式改定)

2024年 6月 1日 一部改訂 (別紙② 法改定内容についての変更)